

姫路市立的形小学校いじめ防止基本方針

いじめは、いじめを受けた子供の心に長く深い傷を残すものであり、人間として、絶対に許されない人権侵害である。また、いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの子供にも起こり得るものであるという基本的認識のもと、日常的にいじめの未然防止、早期発見に取り組むとともに、いじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に取り組む。

本校児童が、楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校づくりを推進するため、基本的な方針を策定する。

1 本校におけるいじめ防止のための基本的な姿勢

本校は、「よく学び よく遊び 心やさしい 的形っ子」の学校教育目標のもと、「意欲的に学び、互いを思いやり、命や人権を大切にす子供」をめざす児童像とし、教職員は学級経営や学習指導、生徒指導に具現化し、「通ってよかった学校、通わせてよかった学校」づくりに努め、保護者・地域から信頼される教育を推進している。そして、すべての児童が安全安心な学習の場を確保し、充実した学校生活を送れるよう、いじめ防止に向け組織指導体制を整備し、いじめの未然防止を図りながら、早期発見に取り組む。また、いじめを認知した場合には、関係諸機関との連携を図り、適切且つ迅速に解決するために「的形小学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、「当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。さらに、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

3 いじめの理解

以下は、いじめについての基本的な認識である。

- (1) いじめは、どの子供にも、どの学校にも起こり得るものである。
- (2) いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- (3) いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- (4) いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- (5) いじめは、その行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- (6) いじめは、教職員の児童観や指導の在り方が問われている問題である。
- (7) いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりを持っている。
- (8) いじめは、学校・家庭・地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
- (9) いじめは、暴力を伴わなくても、生命、身体に重大な危険をもたらす場合がある。
- (10) いじめは、加害・被害の二者の関係ではなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から仲裁者あるいは、信頼できる大人に相談できる者への転換を促すことが重要である。

4 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織と役割

(1) いじめ対応チームの設置 (いじめ防止対策推進法 第22条)

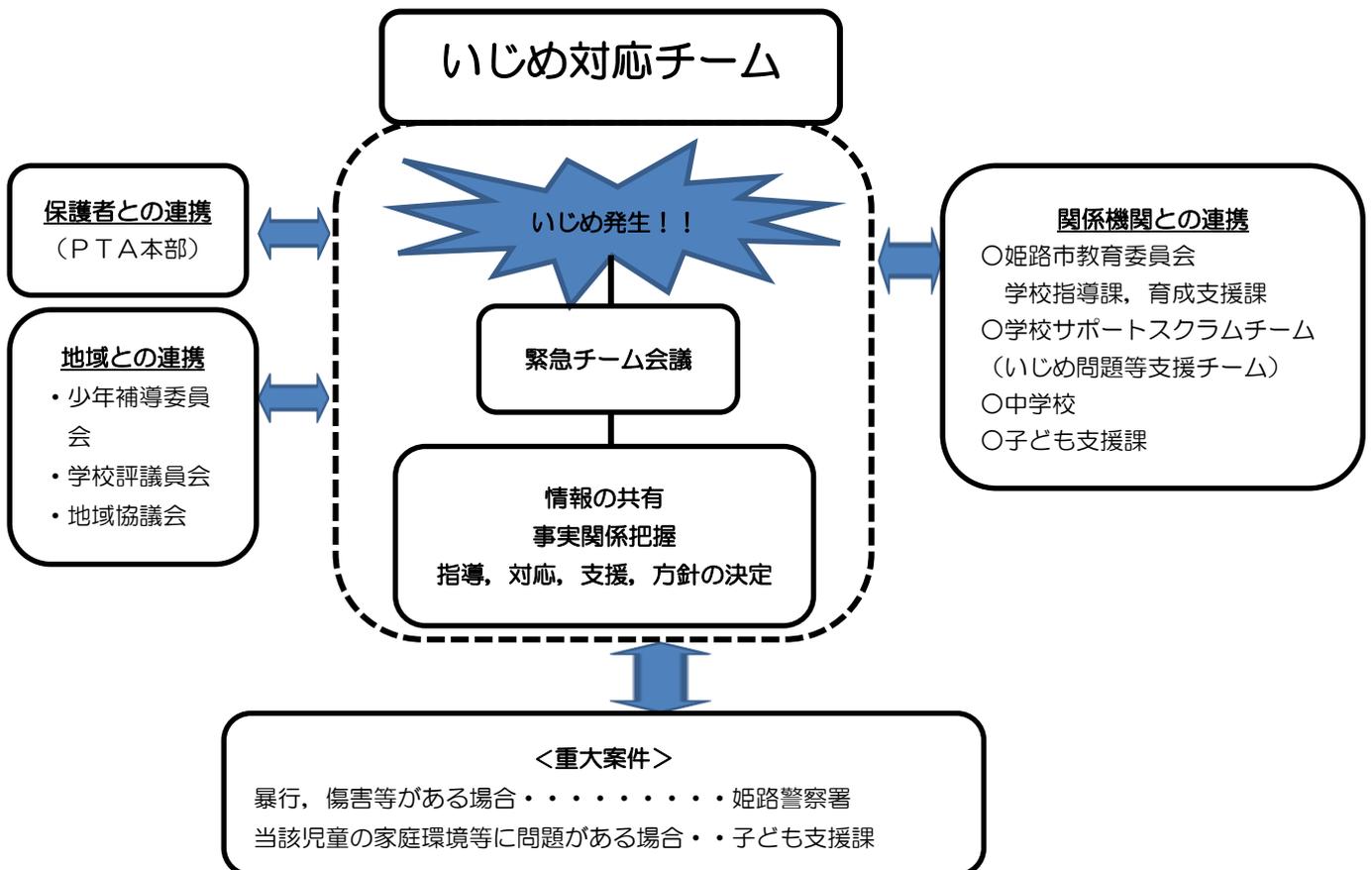
いじめの問題の取組にあたって、組織的な取組を推進するためいじめ問題に特化した機動的な「いじめ対応チーム」を置く。

(2) いじめ対応チームの構成

校長、教頭、主幹教諭、生徒指導担当、関係学年教諭、低・中・高学年代表、養護教諭、その他必要な関係者（スクールカウンセラー等）

(3) いじめ対応チームの役割

- ア 形的小学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成などの中核としての役割
- イ 具体的で実効性のある校内研修の企画
- ウ 実態把握や情報収集、情報共有、情報記録を目的とした取り組み
- エ いじめに関する情報があった場合の組織的な対応（指導方法 支援の体制 対応方針）
- オ 事実関係の把握といじめか否かの判断
- カ いじめを受けた児童に対する支援やいじめを行った児童に対する指導の体制 対応方針の決定
- キ 保護者や地域社会への情報提供
- ク 学校いじめ防止基本方針の点検や見直し



5 未然防止の取組

いじめはどの学級、どの学校にも起こり得ると言う認識のもと、「いじめが起こらない学級・学校づくり」のために日々の具体的な教育活動を積み上げ「いじめを生まない土壌作り」に取り組む。そして互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間作り、分かる授業の創造、豊かな体験等を通して子供たちの自尊感情を高め、自己肯定感、自己有用感を培う。

6 早期発見の取組

日常的な観察をきめ細やかに行うことにより児童の小さな変化を見逃さない。
いじめの兆候を感じた児童がいる場合には、全教職員が気づいたことを共有する。

- ◆大勢の目で児童を見守る。
- ◆「いじめ」を大人に伝えることは正しい行いであるという認識を持たせる。
- ◆生活アンケートを行い、児童の人間関係や悩みを把握し、いじめのない学校づくりを目指す。

7 早期対応

いじめの兆候に気づいた時は、問題を軽視することなく、早期に事実関係の把握を行い対応する。いじめられているこどもの苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、問題解決に向けて学年及び学校全体で組織的に対応する。

8 インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上を図る。

また、学校での情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と緊密に連携、協力し、双方で指導を行う。